

預貯金等の不正な払戻しへの J Aバンクの対応について

平素より長野県 JA バンク（県下 JA および長野県信連）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

J Aバンクでは、盗難通帳等による不正な払戻し、ならびに J Aネットバンクにおける不正送金被害にあわれた個人のお客さまへの補償について、2008 年 9 月に「預貯金等の不正な払戻しへの J Aバンクの対応について」を定め、対応してまいりました。

このたび、昨今のフィッシング詐欺等によるネットバンキングの不正送金被害の増加等を踏まえ、2026 年 7 月 1 日付で「預貯金等の不正な払戻しへの J Aバンクの対応について」を改正いたしましたので、お知らせいたします。

改正後の全文は、 [こちら](#) をご覧ください。